

東京都里親認定基準解説

令和4年3月31日

目次

1	養育家庭	1
(1)	申請者の基本要件について	1
①	申請者の基本要件	(2)
②	申請者の基本要件	(5)
③	申請者の基本要件	(7)
④	申請者の基本要件	(8)
(2)	家庭及び構成員の状況について	2
①	家庭及び構成員の状況	(3)
②	家庭及び構成員の状況	(4)
(3)	家庭家屋及び居住地の状況について	2
①	家庭家屋及び居住地の状況	
(4)	その他について	3
①	年齢要件(基準無し)	
2	専門養育家庭	4
(1)	申請者の基本要件について	4
①	申請者の基本要件	(2)
②	申請者の基本要件	(5)
③	申請者の基本要件	(7)
④	申請者の基本要件	(8)
(2)	家庭及び構成員の状況について	4
①	家庭及び構成員の状況	(3)
②	家庭及び構成員の状況	(4)
(3)	家庭家屋及び居住地の状況について	5
①	家庭家屋及び居住地の状況	
(4)	その他について	5
①	年齢要件(基準無し)	
3	親族里親	6
(1)	申請者の基本要件について	6
①	申請者の基本要件	(2)
②	申請者の基本要件	(5)
③	申請者の基本要件	(7)
④	申請者の基本要件	(9)

(2)	家庭及び構成員の状況について	7
①	家庭及び構成員の状況 (3)	
②	家庭及び構成員の状況 (4)	
(3)	家庭家屋及び居住地の状況について	7
①	家庭家屋及び居住地の状況	
4	養子縁組里親	8
(1)	申請者の基本要件について	8
①	申請者の基本要件 (2)	
②	申請者の基本要件 (5)	
③	申請者の基本要件 (7)	
④	申請者の基本要件 (8)	
(2)	家庭及び構成員の状況について	8
①	家庭及び構成員の状況 (3)	
②	家庭及び構成員の状況 (4)	
(3)	家庭家屋及び居住地の状況について	9
①	家庭家屋及び居住地の状況	
5	その他	10
(1)	宣誓書	10
別紙	住生活基本計画（全国計画）による世帯構成員別の最低居住面積水準及び 東京都が必要と考える居室数の目安	11
別紙	宣誓書	12

1 養育家庭

(1)申請者の基本要件について

① 申請者の基本要件 (2)

心身ともに健全であること。

【解説】

ア 「心身ともに健全であること」とは、児童の養育に必要な「健全」さであり、疾病等を有していても、児童の養育に差支えがなければ、この要件を満たす。

イ 申請者が概ね65歳以上の場合は、1年以内に発行された健康診断書の提示等により、疾病等の状況を確認する。

② 申請者の基本要件 (5)

児童の養育に関し、虐待等の問題がないと認められること。

【解説】

ア 「虐待等」とは、児童虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為をいう。

③ 申請者の基本要件 (7)

申請者及び申請者と起居を共にする者が、次の各号のいずれにも該当していないこと。

ア、イ 略

ウ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

【解説】

ア ウの「その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者」には、例えば、刑法第22章（同法第184条除く。）の罪を犯した者その他これらに準ずる行為をした者などが含まれる。

イ アからウに該当していないことについて、東京都から官公署に対し照会を行い確認する。（参考：「里親の登録業務の適正な実施について」（平成30年3月9日付け子家発0309第2号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知））

④ 申請者の基本要件 (8)

経済的に困窮していないこと、かつ、原則として世帯の収入額が生活保護基準を上回っていること。（養育家庭（親族）は除く。）

【解説】

ア 「経済的に困窮していないこと」を確認するため、申請書に記載する収入や資

産、貯蓄に加え、負債（住宅ローンやその他借入金等）についても確認する。

(2)家庭及び構成員の状況について

① 家庭及び構成員の状況 (3)

申請者と起居を共にする者のうち、日常生活をする上で申請者が特別に対応しなければならない者がいないこと。

【解説】

ア 「特別に対応しなければならない者」には、常時介護、看護を要する人や乳児（0歳児）などが含まれる。

② 家庭及び構成員の状況 (4)

申請者は、配偶者がいない場合には、児童を適切に養育できると認められ、かつ、起居を共にし、里親の養育支援者として児童の養育に関わることができる、20歳以上の親族等がいること。ただし、養育支援者がいない場合であっても、児童を適切に養育できると認められる特段の事情があるときはこの限りではない。（養育家庭（親族）は除く。）

【解説】

- ア 婚姻の届出をしていないが、その同居状態の安定性、継続性を十分に考慮し、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（同性パートナーを含む。）は「配偶者」とみなす。
- イ 配偶者がいる場合には、家庭及び構成員の状況（4）カに該当する「実質的にいない場合」を除き、配偶者と共に申請すること。
- ウ 親族以外の同居者については、その同居状態の安定性、継続性を十分に考慮した上で「20歳以上の親族等」の「等」に含めることは差し支えない。
- エ 「同居状態の安定性、継続性」については、必要に応じ住民票や各種証明書類等の提示を求めるとともに、同居に至った経緯や同居年数等を確認する。
- オ 「児童を適切に養育できると認められる特段の事情」には、例えば以下のような事例が考えられるが、個々の状況を踏まえ、総合的に判断する。
- ・保育士や児童福祉司等で長年勤務した後、定年退職となったなど、児童の福祉に深い理解があり、時間や経済的に余裕がある方
 - ・ひとり親として養育経験があり、児童の養育が可能な方
 - ・他自治体で里親として委託児童を養育した経験がある方
- カ 「配偶者がいない場合」には死別や離婚の場合等の形式的にいない場合のほか、単身赴任や留学等により、実質的にいない場合も含む。

(3)家庭家屋及び居住地の状況について

① 家庭家屋及び居住地の状況

申請者の家庭及び住居の環境が、児童の保健、教育、その他の福祉上適当なものであり、住居の広さ、間取りについては、実子及び委託児童の年齢、性別、人数や家族の構成に応じた適切な環境が確保されることが見込まれること。

【解説】

ア 住居の広さについては、原則として「住生活基本計画（全国計画）（平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）」に定める最低居住面積水準（別紙）を満たしていること。なお、算定する際の世帯構成員には、児童の委託を想定し、10 歳以上の児童 1 名を加える。

イ 現時点及び児童を受託した場合の各居室の用途を確認する。

ウ 住居の広さ、間取りについては、住宅の平面図等により確認する。ただし、平面図等による確認ができない場合には、面積や間取りが確認できる間取図を徴し、確認する。

(4)その他について

① 年齢要件（基準無し）

【解説】

ア 申請者が概ね 25 歳以下の場合は、児童養育の経験や児童福祉施設等での従事経験の有無を確認する。

イ 申請者が概ね 65 歳以上の場合は、1 年以内に発行された健康診断書の提示等により、疾病等の状況を確認する。（再掲）

2 専門養育家庭

(1)申請者の基本要件について

① 申請者の基本要件 (2)

心身ともに健全であること。

【解説】

養育家庭に同じ。 (⇒1 (1) ①参照)

② 申請者の基本要件 (5)

児童の養育に関し、虐待等の問題がないと認められること。

【解説】

養育家庭に同じ。 (⇒1 (1) ②参照)

③ 申請者の基本要件 (7)

申請者及び申請者と起居を共にする者が、次の各号のいずれにも該当していないこと。

ア、イ 略

ウ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

【解説】

養育家庭に同じ。 (⇒1 (1) ③参照)

④ 申請者の基本要件 (8)

経済的に困窮していないこと、かつ、原則として世帯の収入額が生活保護基準を上回っていること。(養育家庭(親族)は除く。)

【解説】

養育家庭に同じ。 (⇒1 (1) ④参照)

(2)家庭及び構成員の状況について

① 家庭及び構成員の状況 (3)

申請者と起居を共にする者のうち、日常生活をする上で申請者が特別に対応しなければならない者がいないこと。

【解説】

養育家庭に同じ。 (⇒1 (2) ①参照)

② 家庭及び構成員の状況 (4)

申請者は、配偶者がいない場合には、児童を適切に養育できると認められ、かつ、起居を共にし、里親の養育支援者として児童の養育に関わることができる、20歳以上の親族等がいること。ただし、養育支援者がいない場合であっても、児童を適切に養育できると認められる特段の事情があるときはこの限りではない。(養育家庭(親族)は除く。)

【解説】

養育家庭に同じ。(⇒1 (2) ②参照)

(3)家庭家屋及び居住地の状況について

① 家庭家屋及び居住地の状況

申請者の家庭及び住居の環境が、児童の保健、教育、その他の福祉上適当なものであり、住居の広さ、間取りについては、実子及び委託児童の年齢、性別、人数や家族の構成に応じた適切な環境が確保されることが見込まれること。

【解説】

養育家庭に同じ。(⇒1 (3) ①参照)

(4)その他について

① 年齢要件(基準無し)

【解説】

養育家庭に同じ。(⇒1 (4) ①参照)

3 親族里親

(1)申請者の基本要件について

① 申請者の基本要件 (2)

心身ともに健全であること。

【解説】

養育家庭に同じ。 (⇒1 (1) ①参照)

② 申請者の基本要件 (5)

児童の養育に関し、虐待等の問題がないと認められること。

【解説】

養育家庭に同じ。 (⇒1 (1) ②参照)

③ 申請者の基本要件 (7)

申請者及び申請者と起居を共にする者が、次の各号のいずれにも該当していないこと。

ア、イ 略

ウ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適當な行為をした者

【解説】

養育家庭に同じ。 (⇒1 (1) ③参照)

④ 申請者の基本要件 (9)

次の全ての要件を満たす要保護児童の養育を受託することに同意していること。

ア 両親その他児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できないこと。

イ 申請者である親族が、親族里親制度によらず当該児童を養育する場合、当該親族が経済的に困窮し、生計を維持することが困難となってしまう状況にあること。

【解説】

ア アの「死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できないこと」には、虐待や養育拒否により養育が期待できない場合や精神疾患により養育できない場合などが含まれる。

イ イの「経済的に困窮し、生計を維持することが困難となってしまう状況」を確認するため、申請者の世帯の最も収入額が高い者の所得額が、目安として以下の所得額を下回っていることを確認する。

扶養親族 等人数	収入額	所得額
0人	約373万円	236万円
1人	約420万円	274万円
2人	約468万円	312万円
3人	約515万円	350万円
4人	約563万円	388万円
5人	約610万円	426万円

※児童扶養手当の所得制限限度額（孤児などの養育者）による。

(2)家庭及び構成員の状況について

① 家庭及び構成員の状況 (3)

申請者と起居を共にする者のうち、日常生活をする上で申請者が特別に対応しなければならない者がいないこと。

【解説】

養育家庭に同じ。 (⇒ 1 (2) ①参照)

② 家庭及び構成員の状況 (4)

申請者は、配偶者がいない場合には、原則として20歳以上の親族等と起居を共にし、又はこれらの者が近接地に居住し、児童の受託について十分な理解を有していること。

【解説】

ア 申請者が十分に児童の養育を行うことができる場合は、20歳以上の親族等と起居を共にし、又はこれらの者が近接地に居住していなくても行うことができる。

(3)家庭家屋及び居住地の状況について

① 家庭家屋及び居住地の状況

申請者の家庭及び住居の環境が、児童の保健、教育、その他の福祉上適当なものであり、住居の広さ、間取りについては、実子及び委託児童の年齢、性別、人数や家族の構成に応じた適切な環境が確保されることが見込まれること。

【解説】

養育家庭に同じ。 (⇒ 1 (3) ①参照)

4 養子縁組里親

(1)申請者の基本要件について

① 申請者の基本要件 (2)

心身ともに健全であること。

【解説】

養育家庭に同じ。 (⇒1 (1) ①参照)

② 申請者の基本要件 (5)

児童の養育に関し、虐待等の問題がないと認められること。

【解説】

養育家庭に同じ。 (⇒1 (1) ②参照)

③ 申請者の基本要件 (7)

申請者及び申請者と起居を共にする者が、次の各号のいずれにも該当していないこと。

ア、イ 略

ウ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

【解説】

養育家庭に同じ。 (⇒1 (1) ③参照)

④ 申請者の基本要件 (8)

経済的に困窮していないこと、かつ、原則として世帯の収入額が生活保護基準を上回っていること。

【解説】

養育家庭に同じ。 (⇒1 (1) ④参照)

(2)家庭及び構成員の状況について

① 家庭及び構成員の状況 (3)

申請者と起居を共にする者のうち、日常生活をする上で申請者が特別に対応しなければならない者がいないこと。

【解説】

養育家庭に同じ。 (⇒1 (2) ①参照)

② 家庭及び構成員の状況（４）

申請者は、原則として 25 歳以上であり、婚姻していること。ただし、夫婦の一方が 25 歳に達していない場合は、その達していない者は 20 歳に達していること。

【解説】

ア 特別養子縁組が可能な児童の年齢は原則として 15 歳未満であるが、申請者の意向等を踏まえ、子供の成長の過程に応じて必要な気力、体力、経済力等が求められること等を説明し、将来の見通しを具体的に確認する。

(3)家庭家屋及び居住地の状況について

① 家庭家屋及び居住地の状況

申請者の家庭及び住居の環境が、児童の保健、教育、その他の福祉上適当なものであり、住居の広さ、間取りについては、実子及び委託児童の年齢、性別、人数や家族の構成に応じた適切な環境が確保されることが見込まれること。

【解説】

養育家庭に同じ。 (⇒ 1 (3) ①参照)

5 その他

(1) 宣誓書

負債の状況や認定基準に定められた欠格事由に当たらないこと等の確認については、本人の申告に基づくこととなる。そのため、認定基準を満たすことを確認するにあたり、発言等に虚偽の無いことの誓約や官公署への情報提供や照会を行うことへの同意などについて、別紙の宣誓書を徴する。

■ 住生活基本計画(全国計画)による世帯構成員別の最低居住面積水準 及び東京都が必要と考える居室数の目安

1 面積(住戸専用面積・壁芯)は、以下のとおりとする。

$$10\text{m}^2 \times \text{世帯人数} + 10\text{m}^2$$

※ 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。

※ 世帯人数には、児童の委託を想定し、10歳以上の児童を1名加えること。

2 必要居室数の目安(LDK除く)は、以下のとおりとする。

大人 → 人数×0.5室(少数点以下切り上げ)

子供 → 6歳以上の子供の人数×1室

※ 上記の式により算出される居室数は目安であり、実子及び委託児童の年齢、性別、人数や、家族構成に応じた適切な環境が確保されることが見込まれる場合はこの限りではない。

<具体例>

世帯 人数	世帯構成員内訳 〈面積水準算出時の値〉					最低居住面積水準 (LDK等含む全体面積)		(参考) 必要居室数の 目安 (LDK除く)
	大人 〈1.0人〉	10歳以上 の子供 〈1.0人〉	6歳以上 10歳未満 〈0.75人〉	3歳以上 6歳未満 〈0.5人〉	3歳未満 〈0.25人〉	m ²	(参考) 畳 1畳=1.65m ²	
2	1	1				30	18.2	2室
3	1	2				40	24.2	3室
3	1	1	1			37.5	22.7	3室
3	1	1		1		35	21.2	2室
3	1	1			1	32.5	19.7	2室
3	2	1				40	24.2	2室
4	2	2				50	30.3	3室
4	2	1	1			47.5	28.8	3室
4	2	1		1		45	27.3	2室
4	2	1			1	42.5	25.8	2室
5	2	1	2			55	33.3	4室
5	2	1	1	1		52.5	31.8	3室
5	2	1	1		1	50	30.3	3室
5	2	1		2		50	30.3	2室
5	2	1		1	1	47.5	28.8	2室

(別紙)

5	2	1			2	45	27.3	2室
---	---	---	--	--	---	----	------	----

(別紙)

年 月 日

東京都知事 殿

宣 誓 書

1 誓約事項

- (1) 新規登録時及び更新登録時において作成する書類及び発言の内容について、一切の虚偽がないこと
- (2) 暴力団員と関係を有しないこと
- (3) 以下のいずれにも該当しないこと
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 35 条の 5 各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待又は法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者
- (4) 同居人が上記（2）及び（3）のいずれにも該当しないこと

2 同意事項

- (1) 1 の（3）①から③まで及び（4）を確認するため、東京都から官公署に対し、里親希望者及びその同居人に関する個人情報提供され、照会が行われること
- (2) 里親制度が社会的養護であることを理解し、「里親が行う養育に関する最低基準」を遵守するとともに、児童相談所等関係機関と協働すること

住所
本籍

氏名 印
氏名 印